

札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に
関する条例の一部を改正する条例案
令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に
関する条例の一部を改正する条例

札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
（平成24年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ス中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に
改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（理 由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に
伴う規定整備を行うため、本案を提出する。